

付 議 第 2 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）」の成立に伴い、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。



元高行管第 220 号
令和元年 10 月 8 日

高知県教育長 伊藤 博明 様

高知県知事 尾崎 正直

事務委任の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、貴委員会に委任している事務について、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の成立に伴い、その内容を下記のとおり改めることについて協議します。

記

1 改正の内容

平成 15 年 4 月 1 日告示第 224 号において貴委員会に委任している事務のうち、(5)において、私立学校の教育職員が該当した場合に貴委員会に通知することとしている内容について、「成年被後見人」を「禁錮以上の刑に処せられた者」に改めること。（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 14 条の改正に伴う改正）

2 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の成立に伴い、委任事務に関する規定を変更する必要があるため。

3 改正年月日

令和元年 12 月 14 日

告

示

高知県告示第 号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和元年12月14日から施行する。

令和元年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

1の(5)中「成年被後見人等」を「禁錮以上の刑に処せられた者等」に改める。

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正

（行政管理課）

新 旧 対 照 表

旧

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の
委任(抜粋)

- 1 委任する事務
- (1)～(4) (略)
 - (5) 教育職員免許法、(昭和 24 年法律第 147 号)の私立幼稚園に関する次に掲げる事務
私立学校の教育職員が禁錮以上の刑に処せられた者等に該当したときの高知県教育委員会への通知 (教育職員免許法第 14 条)
 - (6)～(11) (略)

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の
委任(抜粋)

- 1 委任する事務
- (1)～(4) (略)
 - (5) 教育職員免許法、(昭和 24 年法律第 147 号)の私立幼稚園に関する次に掲げる事務
私立学校の教育職員が成年被後見人等に該当したときの高知県教育委員会への通知 (教育職員免許法第 14 条)
 - (6)～(11) (略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病氣休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日

参考資料2

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四 〓六 (略)</p> <p>2 〓7 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>五 〓七 (略)</p> <p>2 〓7 (略)</p> <p>(失効)</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(通知)

第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。